

道の駅拡張整備 複合遊具等設置工事（設計・施工一括） 要求水準書

1. 趣旨

本要求水準書は、道の駅拡張整備 複合遊具等設置工事（以下「本工事」という。）に係る公募型プロポーザルの企画提案者に求める提案の前提条件及び要求水準を示すものである。

企画提案者は、本要求水準書に明記されている事項（以下「要求水準」という。）を満たしたうえで、本工事に係る企画提案を行わなければならない。また、本工事の受注者は、本工事が完了するまでの間、要求水準を遵守しなければならない。

2. 業務内容

本工事は、提案を受けたうえで、遊具のデザインや設計及び施工を一括して発注する設計・施工一括発注方式の工事である。遊具設置エリアにおいて、大型複合遊具（児童用）、複合遊具（幼児用、インクルーシブ対応）、乳幼児用遊具、インクルーシブ遊具、健康器具等を設置する。

また、道の駅拡張整備事業地内においては、本工事のほか、現在、「道の駅拡張整備 造成工事（令和7年3月～）」が施工されているほか、「道の駅拡張整備 施設整備工事（令和7年9月～）」、「道の駅拡張整備 外周道路整備工事（令和7年12月～）」の施工が予定されているため、発注者及び各受注者を交え、工程等の調整を図る。

- ア 大型複合遊具等の設計
- イ 大型複合遊具等の製作及び設置工事
- ウ 大型複合遊具等設置に伴う基礎工事
- エ 大型複合遊具等設置に伴う安全施設の設置工事
- オ 使用上の注意看板等の設置工事
- カ 遊具に係る工事監理業務
- キ 事業地内における他工事との連絡・調整

- ※ 基礎工事、運搬費用を含む。
- ※ 市が提供した地質調査結果以外で調査が必要な場合の費用を含む。
- ※ 提案に係る建築確認申請等手続の一切の費用を含む。
- ※ 限度額の範囲内で追加して実施可能な提案があれば、積極的な追加提案を求める。

3. 整備の基本方針

「道の駅グランテラス筑西 拡張整備基本構想」及び「道の駅グランテラス筑西 拡張整備基本計画」に基づき、大型複合遊具（児童用）、複合遊具（幼児用・インクルーシブ対応）、乳幼児用遊具、インクルーシブ遊具、健康器具等を設置し、年齢や身体能力に関わらず、全ての子どもたちが利用し楽しめる遊具エリアとすることで、より地域ニーズに即した形での、道の駅の利便性向上と安全確保及び新たなにぎわいの創出を図る。

4. 要求事項

(1) 予算上限額

120,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

(2) 履行場所

筑西市川澄地内（道の駅西側隣接地）

(3) 遊具設置エリア

道の駅拡張整備事業地内 遊具広場 約 2,500㎡

道の駅拡張整備事業地内 屋根下広場 約 500㎡ （ふわふわドーム除く。）

(4) 対象年齢

乳幼児から児童（1～12歳）までの、全ての年代の子どもが楽しめる遊具とする。

来訪者の健康増進に寄与できるよう、大人も利用できる健康器具も設置すること。

(5) 設計内容

詳細図面や構造計算書の作成等、遊具等の整備に必要な設計図書を作成すること。

(6) 施設等

ア 遊具の種類・配置

遊具の種類及び配置については、年齢層の異なる子どもたちの衝突を防ぎ、安全性を確保する観点から、「道の駅グランテラス筑西拡張整備 基本計画」に基づき、次のとおり年齢層別に遊具を設置すること。

① 遊具広場：遊具提案エリア 約 2,500㎡

- ・児童用遊具ゾーン（6歳～12歳）拡張整備エリアのシンボルとなる大型複合遊具等
- ・幼児用遊具ゾーン（3歳～6歳）インクルーシブ複合遊具等
- ・健康器具ゾーン 健康増進に資する器具等

② 屋根下広場：遊具提案エリア 約 500㎡

- ・乳幼児用遊具ゾーン（1歳～3歳） ファニチャー等で囲いのある遊育アイテム等
- ・インクルーシブ遊具ゾーン インクルーシブ単体遊具等

※ インクルーシブ遊具の提案にあたっては、車いすに乗ったまま遊べる揺動系遊具若しくは回転動系遊具又はその両方を設置すること。

イ 遊具の基準

- ① 遊具の安全に関する規準（JPFA-SP-S:2024）（一般社団法人日本公園施設業協会）に適合又はこの基準に準じた遊具であること。
- ② 製造物責任法（平成6年法律第85号）に対応する保険に加入すること。
- ③ 遊具は遊びの特性や利用者の安全性に配慮し、活動的な遊びと静的な遊び、休息・交流といった区分による整備を行うこと。
- ④ 遊具の一部は、車いす利用者等が移乗などの介助なしで遊べるように工夫すること。また、それ以外の部分についても、保護者・介助者が共に利用できるよう通路幅やスペースを考慮したものとする。
- ⑤ 多人数又は一人遊びが好きなど、多様な特性のある利用者が、自分のスタイルに合わせて遊びが選択できるよう様々な遊びの要素や幅広い難易度の遊具を提案すること。

(7) 道の駅拡張整備 施設整備工事において見込んでいる項目の設定

本工事と並行して「道の駅拡張整備 施設整備工事（以下「施設整備工事」という。）」の施工を予定している。次のア～キの項目については、施設整備工事において整備を見込んでいるが、配置等については本工事の提案により決定するため、企画提案書の作成にあたっては、これらの項目を設定すること。ただし、不足分については、企画提案者において負担することとする。（参考資料5：遊具提案エリア平面図参照）

ア 遊具安全領域（想定）におけるゴムチップ舗装 歩行通路用

面積 約340㎡

イ 遊具安全領域（想定）におけるゴムチップ舗装 落下高さ1.4m

面積 約160㎡

ウ 遊具安全領域（想定）におけるゴムチップ舗装 落下高さ3.1m

面積 約650㎡

エ 遊具エリアにおける植栽

面積 約450㎡

樹種 アセビ、ジンチョウゲ、ヒラドツツジ、クルメツツジ、クチナシ、アジサイ、ユキヤナギ等の低木混植

シラカシ、タブノキ、ソヨゴ、コナラ、クヌギ、コブシ等の中高木

オ 遊具エリア設置予定の設備等

ロングベンチ 基数 1基 ※消火器収納型

水飲み場 基数 1基

雲型ベンチ 基数 16基

外灯 基数 4基

カ 遊具エリアにおける舗装

高炉スラグ舗装面積 約360㎡

ダスト舗装面積 約1,000㎡

キ 遊具エリアにおけるサイン

誘導サイン 基数 1基

設備案内サイン 基数 1基

※遊具の注意看板サインは必要の数に応じて、予算に見込むこと。

(8) 配慮事項

ア 年齢や身体能力に関わらず、全ての子どもたちが利用し楽しめるような遊具とすること。

イ 独創性があり、多様な遊びの提供ができる遊具とすること。

ウ 利用者の五感や好奇心を刺激し、冒険心やチャレンジしたくなるような遊びの質に配慮すること。

エ 遊びの要素や配置・構造並びに動線や遊び方のストーリー性などを考慮し、飽きがこない面白い仕掛け、回遊性、遊びの連続性など、魅力ある要素を取り入れて、繰り返し来たいと思わせる集客性、リピート性に配慮すること。

オ 各遊具のわかりやすい位置に対象年齢を示すシールを張り付けること。

カ 遊具は「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第3版）」（令和6年6月

国土交通省）及び「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（別編：子どもが利用する可能性のある健康器具系施設）」（令和6年6月国土交通省）に基づき、「遊具の安全に関する規準（JPFA-SP-S:2024）※令和6年4月1日適用開始」（（一社）日本公園施設業協会）又は同等の基準を満たすこと。

キ 遊具等の素材は、耐候性、耐久性、衛生面において優れていること。

ク 維持管理がしやすいよう、部材の交換、修繕が容易な構造であること。また、交換部品の調達が容易であること。

ケ 各遊具の遊び方、対象年齢、注意事項などを記載した案内板を適切に配置すること。

コ 屋根下広場に設置する遊具の提案には、遊具の施工を考慮した提案を行うこと。

サ 遊具設置エリア内には施設整備工事において、給排水管やハンドホールなどの埋設配管やミストポンプ、デジタルサイネージの設置を予定している。（参考資料7：遊具提案エリア設置設備図参照）大型複合遊具等の実施設計の際に調整できる配置計画の提案を行うこと。

シ 大型複合遊具の施工には、施設整備工事で整備する歩廊屋根施工に影響がないように計画を考慮すること。

ス 屋根下広場に設置する消火器収納型ベンチの配置には消防法上の設置基準を満たす配置にすること。

5. 施工に関する事項

(1) 工期 契約締結日の翌日から令和8年12月18日（金）

(2) 搬入道路は、道の駅拡張整備事業地の北側、国道50号下館バイパスからの工事車両専用進入路（乗入幅6.0m）を使用すること。

※ 工事車両通行に伴う交通誘導員に係る費用は、施設整備工事にて見込むものとする。

※ 搬入道路は「道の駅拡張整備 造成工事」において整備している。

(3) 企画提案者は「都市公園の遊具の安全確保に関する指針（改訂第3版）」（令和6年6月国土交通省）、「茨城県土木部・企業局土木工事共通仕様書（令和5年度版）」等に基づき設計及び工事を履行すること。

(4) 企画提案者は、実施設計の詳細図面に明記してある材料について、監督員の承諾を得て速やかに手配を行い、工事の進捗に遅延のないようにすること。また、設置前に監督員による材料の検収を行うこと。

(5) 工事完成写真作成の際は、工程ごとに各段階（着手前、完成、施工状況、使用材料、出来形管理、品質管理、安全管理、その他）に整理し、工事の過程が容易に把握できるようにすること。

(6) 「茨城県土木工事施工管理基準（平成31年度版）」に基づき、出来形管理図表・品質管理図表を作成すること。

(7) 遊具等の品質確認検査（部材塗装前の溶接状況、塗装膜厚確認等）及びしゅん工時の社内検査（出来高確認）の状況写真を提出すること。

(8) 基礎設置に伴い発生する残土は敷地内に均すこと。

(9) 構造上必要な地盤支持力について「参考資料4」で確認を行い、不足する場合は必要な措置を講じること。なお、造成工事では、令和7年12月頃に造成地盤面において平板載荷試験を行う。造成地盤面における地盤支持力のデータは設計時に提供する。

- (10) 工事区域は工事関係者以外の出入りがないよう、他工事との調整を図り安全対策等を行うこと。また、既存道の駅利用者の妨げにならないようにすること。
- (11) 工事に伴い、既存の道の駅施設等を破損した場合は、企画提案者により補修等を行うこと。

6. 参考資料

参考資料 1 位置図

参考資料 2 施設整備 設計趣旨、外観イメージパース

参考資料 3 計画平面図、仕上げ計画高平面図、造成時計画高平面図、造成時縦横断図

参考資料 4 ボーリング調査位置、ボーリング柱状図

参考資料 5 遊具提案エリア平面図

参考資料 6 雲の屋根 平面図、立面図、断面図、地盤改良伏図、基礎伏図・1階伏図、部材リスト・ボーリング柱状図

参考資料 7 外構詳細図、サイン詳細図、エリア内排水・電気設備図

※参加表明書を提出した者には別途図面データ（CAD）を貸与する。